

# 青森県報

第三百二十八号

令和三年  
六月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……一
  - 自衛官候補生(女子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(同) ……二
  - 青森県景気ウォッチャー調査の実施……………(統計分析課) ……二
  - と畜場番号の一部改正……………(保健衛生課) ……三
  - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……三
  - 道路の供用の開始……………(道路課) ……三
- 公 告
- 令和二年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……三
  - 令和二年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……四
  - 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 公 営 企 業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……六
- 雑 報
- 地方独立行政法人青森県産業技術センター特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(地方独立行政法人青森県産業技術センター) ……六

## 告 示

### 青森県告示第四百四十九号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子)の令和三年度第四次募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 募集期間及び採用試験の期日等

募集期間	試験期日	開始時刻	試 験 場														
令和三年七月一日から同年九月六日まで	令和三年九月二十五日(土)から同月三十日(日)	受付後に通知	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森市大字浪館字近野四五</td> <td>陸上自衛隊青森駐屯地</td> </tr> <tr> <td>弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七</td> <td>陸上自衛隊弘前駐屯地</td> </tr> <tr> <td>八戸市大字市川町字桔梗野官地</td> <td>陸上自衛隊八戸駐屯地</td> </tr> <tr> <td>五所川原市字一ツ谷五〇三の五</td> <td>五所川原市市民学習情報センター</td> </tr> <tr> <td>三沢市大字三沢字後久保一二五の七</td> <td>航空自衛隊三沢基地</td> </tr> <tr> <td>むつ市大湊町四の一</td> <td>海上自衛隊大湊基地</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地	弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地	五所川原市字一ツ谷五〇三の五	五所川原市市民学習情報センター	三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地	むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地
位 置	名 称																
青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地																
弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地																
八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地																
五所川原市字一ツ谷五〇三の五	五所川原市市民学習情報センター																
三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地																
むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地																

二 応募資格

十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。）

青森県告示第四百五十号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（女子）の令和三年度第四次募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 募集期間及び採用試験の期日等

募集期間	令和三年七月一日から同年九月六日まで		
試験期日	開始時刻	位	試験場
		置	
令和三年九月二十四日（金）から同年十月一日（金）	受付後に通知	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地
		八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地
		むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地

二 応募資格

十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。）

青森県告示第四百五十一号

青森県景気ウォッチャー調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

きめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とするこ

二 調査対象の範囲

県内に住所を有する事業所の従事者等

三 報告を求め事項及びその基準となる期日

1 報告を求め事項

- (1) 景気の現状に対する判断（水準）
- (2) 三月前と比べた景気の現状に対する判断（方向性）及びその理由
- (3) 三月後の景気の先行きに対する判断（方向性）及びその理由
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大による現在の景気への影響に対する判断及びその理由
- (5) 新型コロナウイルス感染症による今後の景気への影響に対する判断及びその理由

理由

2 報告を求め事項の基準となる期日

調査票記入日現在

四 報告を求め者

経済活動の動向を敏感に反映する現象を観察できる適当な業種に従事する百名

五 報告を求めするために用いる方法

調査票を報告者に郵送又は電子メールで配布し、記入済みの調査票を郵送、FAX、電子メール又はインターネットにより回収する方法

六 報告を求め期間

毎年一月、四月、七月及び十月（三の1の(4)及び(5)に掲げる事項については令和二年四月から令和四年四月までの一月、四月、七月及び十月）において、それぞれ当該月の十五日まで

青森県告示第四百五十二号

昭和四十三年三月十六日青森県告示第百八十七号（と畜場番号）の一部を次のように改正し、令和三年七月一日から施行する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「十和田食肉センター」を「IHIミートパッカー株式会社十和田ミートプラント」に改める。

青森県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス種類	居宅サービス事業所名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人津軽富士見会	弘前市大字山崎一丁目三の七	弘前市大字山崎一丁目三の七	訪問介護	弘前園ヘルパーセンター	弘前市大字鬼沢字山ノ越二四九	令和 三・五・三	令和 三・六・三〇

青森県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年七月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元六のから 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八七の三四まで	令和 三・六・三〇

公 告

令和二年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、令和二年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	
知事	2,931 (35)	2,296 (22)	538 (13)	23	2	42	30
病院事業管理者	4	4	0	0	0	0	0
議 会	13	4	8	1	0	0	0
教育委員会	107	79	20	7	0	0	1
選挙管理委員会	5	0	4	1	0	0	0
公安委員会	1	0	1	0	0	0	0

警 察 本 部 長	( 191 4 )	82	83 ( 3 )	20 ( 1 )	0	1	5
公立大学法人青森県立保健大学	1	1	0	0	0	0	0
地方独立行政法人青森県産業技術センター	1	0	1	0	0	0	0
計	3,254 ( 40 )	2,466 ( 22 )	655 ( 17 )	52 ( 1 )	2	43	36

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計52件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは36件であり、不開示の計(1)件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは0件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況

(1) 件数及び処理の状況

件 数	処 理 の 状 況 (件)					審理中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	
8 ( 9 )	1	0 ( 4 )	1 ( 5 )	0	0	6

注 ( ) 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 審査請求があつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

審査請求があつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁判を行った日までの期間が60日を超えた事案

審査会からの答申書の配付があつた日から裁判を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。



令和二年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規

定により、令和二年度と同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実 施 機 関 件 数	処 理 の 状 況 (件)				
	開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ 検 討 中
知 事 51	28	20	2	1	0
議 会 1	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会 2	2	0	0	0	0
人 事 委 員 会 2	2	0	0	0	0
警 察 本 部 長 ( 74 2 )	2	63 ( 2 )	2	2	7
計 130 ( 2 )	35	83 ( 2 )	4	3	7

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計4件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは3件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

ロ 口頭による開示請求の件数

実 施 機 関 件 数	知 事	病 院 事 業 管 理 者
50	18	

教育委員会	7,020
人事委員会	55
警察本部長	141
公立大学法(青森県立保健大学)	156
地方独立行政法人青森県産業技術センター	8
計	7,448

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況  
訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況  
利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況

区 分	件 数	処 理 の 状 況 (件)					
		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
開示決定等及び開示請求に係る不作為に係るもの	0 ( 1)	0	0 ( 1)	0	0	0	0
訂正決定等及び訂正請求に係る不作為に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等及び利用停止請求に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

注 ( ) 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

実 施 機 関	件 数	処理の状況(件)	
		処理済	検討中
知 事	2	2	0
計	2	2	0

2 事業者が行う個人情報取扱の取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件 数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
5	5	0

(2) 事業者に対する勧告の件数  
事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数  
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数  
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、早掛沼地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業(ため池整備)(防災重点型))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 三 契約の方法
- 四 落札者を決定した日
- 五 落札者の名称及び住所

弘前市大字紺屋町一八五

六 落札金額

一リットル 七十一円三十九銭

七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年二月十九日

雑 報

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方独立行政法人青森県産業技術センター物品等又は特定役務の調達手続に関する契約事務細則第三条第一項に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同細則第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月三十日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 坂 田 裕 治

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 三 契約の方法
- 四 落札者を決定した日
- 五 落札者の名称及び住所

六 落札金額

六千三百九千円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、購入物品に要求される性能等が満たされると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年四月二十八日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円